

MIC Ministry of Internal Affairs

平成19年3月28日公害等調整委員会事務局

「富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託 事件」の裁定

公害等調整委員会の裁定委員会(加藤和夫裁定委員長)は、標記事件について、本日平成19年3月28日付けで裁定を行い、同日、裁定書を受訴裁判所及び当事者に送付しましたので、お知らせします。

1 事案の概要

本事件は、黒部川河口以東の海域において刺し網漁業を営んできた漁業者13名及びワカメ養殖業を営んできた栽培組合(原告ら)が、関西電力㈱(被告)が出し平ダムに堆積した土砂を平成3年12月から継続して黒部川に排出したこと(「排砂」)により、原告らは、平成4年以降継続的に漁獲量減少の漁業被害を受けているとして、平成14年12月4日富山地方裁判所に提訴した「出し平ダム排砂差し止め等請求事件」について、同裁判所から公害等調整委員会に対し、本件訴訟に係る排砂と漁獲量の減少との間の因果関係の存否について、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づく原因裁定の嘱託がなされ、当委員会は平成16年8月4日付けでこれを受け付けたものである。

2 事件処理の経過

嘱託を受けて、公害等調整委員会は、直ちに裁定委員会を設け、ダム排砂と漁業被害に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員3名を選任した上で、当事者及び参考人の集中的証拠調べを行うとともに、現地調査、現地での底質調査を実施したほか、専門委員らの科学的分析による報告書を作成するなどして審理を遂げ、平成18年12月22日の第14回審問期日をもって審問を終結した。

3 裁定委員会の判断

裁定書のとおり (要旨別添)。

(連絡先)

公害等調整委員会事務局審査官室

担当:審查官 針塚,森丘

電話:(代表) 3581-9601

内線2322,2335

(直通) 3581-9952

(参考1)

事件処理の経過

平成16年 8月 4日	富山地裁から「出し平ダム排砂差し止め等請求
1	事件」についての原因裁定嘱託書を受付
10月28日	第1回審問期日
12月16日	第2回審問期日
平成17年 2月 1日	専門委員を任命
	・ (独) 水産総合研究センター理事 松里壽彦
23日	第3回審問期日
4月15日	専門委員を任命
	東京工業大学名誉教授 一國雅巳
27日	第4回審問期日
6月15日	第5回審問期日
9月 9日	第6回審問期日
12月22日	第7回審問期日
平成18年 2月17日	専門委員を任命
	· 東京大学名誉教授 清水誠
3月 3日	第8回審問期日
4月10日	第9回審問期日
5月29~31日	第10~12回審問期日
	・原告ら本人尋問(2名)
	・原告ら及び被告申請の参考人尋問(5名)
7月12~13日	裁定委員及び専門委員による現地調査
8月~9月	現地底質調査
8月31日	第13回審問期日
12月21日	第14回審問期日(審問終結)
平成19年	202.2 E B 1.372 E \ B 1.3727/H7
3月28日	裁定
· ·	

(参考2) 公害等調整委員会の漁業被害に係る裁定事件の先例

全11件

事件の表示	事 件 名	終結年月日	終結区分
昭和 54年(ゲ) 第1号	仙台湾における養殖海苔被害 原因裁定申請事件	S56. 3. 30	調停成立
昭和55年(セ)第1号	佐伯湾における養殖真珠被害 責任裁定申請事件	S58. 10. 17	裁定申請 取下げ
昭和 57 年 (ゲ) 第 1 号	壱岐における養殖真珠被害原 因裁定申請事件	Н1. 3. 6	一部認容
昭和61年(セ)第1号 (外1号) 昭和62年(セ)第1号	森浦湾における養殖真珠被害 責任裁定申請事件	S63. 7. 21	調停成立
平成11年(セ)第2号	尾鷲市における養殖真珠被害 責任裁定申請事件	H14. 2. 18	棄却
平成11年(セ)第3号	佐伯市における養殖真珠被害 責任裁定申請事件	H15. 1. 31	一部認容
平成 12 年 (セ) 第 1 号	奄美大島における漁業被害等 責任裁定申請事件	Н15. 6. 17	調停成立
平成13年(セ)第1号		Н13. 2. 19	裁定申請 取下げ
平成 15 年 (ゲ) 第 2 号	有明海における干拓事業漁業被害原因裁定申請事件	Н17.8.30	棄却
平成15年(ゲ)第3号			

調停成立4件,一部認容2件,申請取下げ2件,棄却3件

(参考3) 原因裁定の嘱託について

- 公害等調整委員会の行う「裁定」は、審判の一種であり、公害紛争処理法に基づき、3人又は5人の裁定委員から成る裁定委員会が、証拠調べ等所定の手続きを経て認定判断(裁定)をする手続である。
- 「原因裁定」は、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合において、不法行為責任その他の民事上の責任の成立要件の一つである加害行為と被害の発生との間の因果関係の存否の争点に限定して集中的かつ能率的に審理を行い、迅速にこの点についての結論を出すというものであり、公害紛争処理制度に特有の制度である。
- 公害紛争処理法では、公害に係る被害に関する民事訴訟について、受訴裁判所が、公害等調整委員会に対し原因裁定を嘱託できるとされている(42条の32第1項)。本件は、公害等調整委員会の創設以来三十余年の歴史の中で初めての受訴裁判所からの原因裁定の嘱託があった事件である。